

平成31年 第3回須賀川市農業委員会総会議事録

平成31年第1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成31年3月 6日（水）
- 2 招集通知日 平成31年3月 6日（水）
- 3 招集日時 平成31年3月18日（月）午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（23名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	栗野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

- 6 出席農業委員 18名
- 7 欠席農業委員 1名 7番 古川 雅和

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 栄一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 4名 有馬勝三、國井美治、
影山 孝、古川 守

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会 事務局 長 須田 俊弥
主幹兼局長補佐・農地係長 戸田 正樹
主任主査兼農政係長 三島木 修
産業部農政課 主事 佐藤 美佳

11 議 案

- 議案第 9号 農用地利用集積計画について
議案第 10号 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
議案第 11号 農法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について
議案第 12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について
報告第 6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
報告第 8号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について
報告第 9号 農地改良行為工事のための届出書の受理について
報告第 10号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

12 協議事項

転用許可権限移譲による転用申請案件の事前調査体制強化について
(仮称)農政対策委員会の設置について

13 その他

14 開 会 (午後1時30分)

15 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

16 須賀川市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号2番 栗野 一栄農業委員と4番 村上 光宏農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後3時05分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成31年3月20日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成31年 第3回総会

平成31年3月18日(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第9号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

議 長 ここで、申請番号第29号は矢部邦博推進委員の自己案件ですので須賀川市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により退席を求め、先に審議いたします。

(矢部邦博推進委員、退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

事 務 局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第29号に異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第29号については、計画どおり決定することと致します。ここで、矢部邦博推進委員の復席を求めます。

(矢部邦博推進委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号25号からの説明を願います。

事 務 局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、申請番号第25号からの説明がありました、質問等ありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第9号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 9 号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し決定することといたします。

次に、議案第 10 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 概略説明

議 長 ここで、申請番号第 13 号は高橋純一農業委員、第 25 号は樽川榮一推進委員の自己案件ですので須賀川市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限により退席を求め、先に審議いたします。

(高橋純一農業委員、樽川榮一推進委員退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

事務局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第 13 号及び第 25 号に異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第 13 号と第 25 号については、計画どおり決定することと致します。ここで、高橋純一農業委員、樽川榮一推進委員の復席を求めます。

(高橋純一農業委員、樽川榮一推進委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号 5 号からの説明を願います。

事務局 農政課 佐藤主事説明

議 長 只今、申請番号第 5 号からの説明がありました、質問等ありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 10 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 10 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は計画どおり議決し決定することといたします。

次に、議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長 説明

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願い致します。熊谷 聡推進委員からお願いします。

熊谷 聡推進委員 受理番号第 9 号について調査した結果を説明いたします。

申請者は、同地区内の知人関係であり 5 年前から耕作していた方に購入の相談をしたところ買ってまで耕作は希望しないと断れたので申請地の近くを耕作している譲受人に相談したところ今回まとまったとのこと。営農の効率化が図れるものがあります。売買価格もお互いの話し合いで決定したものであり許可上何ら問題は無いものと思われ。委員各位のご審議をお願い致します。

議長 次に申請番号第 10 号については秋山推進委員から説明願います。

秋山吉治推進委員 申請番号第 10 号について、説明いたします。12 日に小林農業委員と聞き取り調査して参りました。譲渡人は夫を亡くし叔父にあたる譲受人菊三氏に相談したところ菊三氏が取得後は育苗ハウスとして土地を利用するため売買の話しがまとまったものです。許可上何ら問題は無いものと思われ。委員各位のご審議をお願い致します。

議長 次に移ります。第 11 号と第 12 号、13 号は調査委員が同じ為併せて円谷正美推進委員から説明願います。

円谷正美推進委員 第 11 号について説明いたします。申請人は、祖父と孫の関係です。森宿地区の圃場整備事業の関係で所有権を移転するものですが譲受人の父親が 70 歳代であるため祖父から孫へ贈与するものです。

第 12 号、第 13 号についても、従来から譲受人が実際耕作しているものであり、森宿地区の圃場整備地区内の事業に伴う所

有権の移転であります。許可上特に問題は無いものと思われ
ます。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして、申請番号第 14 号に移ります。樽川榮一推進委員から報
告願います。

樽川榮一推進委員 申請番号第 14 号について説明いたします。10 日間取りを
して参りました。申請人は、高校時代からの友人の関係にあり
申請地は、譲渡人の自宅周辺の農地ですが譲受人が近くの農地
を耕作しているため今回、譲渡人からの申出で話合いがなされ
互いに合意したものです。許可上特に問題は無いものと思われ
ます。委員の皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして申請番号第 15 号、16 号に移ります。調査委員が同じなの
で小椋推進委員から説明願います。

小椋利春推進委員 申請番号第 15 号について説明いたします。10 日に佐藤健
一農業委員と調査を行って参りました。申請者は、同一地区
の知人の関係です。お互いの合意での貸し借りです。何ら問
題は無いものと思われま

す。第 16 号についても、自社に土地を無償で貸付、パイパイヤを
作るとのことです。要件とも許可上特に問題は無いものと思
われま

す。委員の皆様のご審議をよろしく願

議長 続きまして申請番号第 17 号に移ります。斎藤敏夫推進委員から説明
を願

います。斎藤敏夫推進委員 申請者は、隣同士の関係です。申請地は、譲受人の自宅前
にある農地です。今回、お互いの話しがまとまったこと
です。何ら問題は無いかと思われま

す。委員の皆様のご審議をよろしく願

議長 次の受理番号第 18 号は、秋山推進委員から説明を願

います。秋山吉治推進委員 申請番号第 18 号について説明いたします。

12 日に小林伸二農業委員と申請人宅を訪ね聞取りを行いま
した。申請人は、同地区住人の知人関係です。

今申請は、利便性を考慮し互いの話し合いにより決定したものです。譲受人河上氏は高齢であり同地区の知人に耕作して貰うこととなっているです。何ら問題は無いかと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次の受理番号第 19 号は、吉田安孝推進委員から説明をお願いします。
吉田安孝推進委員 申請番号第 19 号について説明いたします。

10 日に電話にて聞取りしました。譲渡人は、知人の紹介で譲受人を知ったとのことです。譲受人には、遠方で農作業を実際どう対応するか問いかけたところ、農地の他、自宅（家屋）も購入しているので農機具等はその作業小屋に保管し稼働させるとのことです。許可上何ら問題は無いかと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして申請番号第 20 号に移ります。矢吹正則推進委員から説明をお願いします。

矢吹正則推進委員 受理番号第 20 号について説明いたします。10 日善方農業委員と聞取り調査を行いました。申請人は親子関係です。

申請は、親から後継者へ贈与して経営移譲を行うものです。譲受人秀和氏は、認定農業者としてライスセンター運営メンバーでもあり地域のリーダー的立場です。許可上、何ら問題は無いかと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 次に申請番号第 21 号に移ります。二瓶 寿農業委員説明願います。

18 番二瓶 寿農業委員 13 日に聞取り調査を行いました第 21 号について説明いたします。申請人は親子関係です。申請は、親から後継者へ一部贈与するものであり、何ら問題は無いかと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今、申請番号順に説明がありました。質問等ありませんか。
(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」申請どおり許可することに異

議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 11 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。次に、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明（議案書内、申請受理番号第 6 号について一部修正含む）

議長 続いて、申請番号順により調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 5 号について、橋本克也推進委員から説明願います。

橋本克也推進委員 申請受理番号第 5 号について報告します。3 月 8 日と 10 日に申請人に連絡し聞き取りをしました。

申請地は、親から相続した土地で永年未耕作の放棄地状態で所有者は土地を有効に活用したいとのことでした。

第 7 号について説明いたします。申請地は、急傾斜地で農機具等で作業するには危険性が伴う状態の農地の状態です。

土地を有効活用するための転用申請です。両申請地も、不耕作の状態であり事業内容は、周辺農地への悪影響、雨水等処理など周辺も耕作放棄地状態で集団性を阻害することは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われま

す。各委員の審議お願いします。

議長 次に、受理番号第 6 号については、佐藤栄久男推進委員から説明願います。

佐藤栄久男推進委員 両申請人は、親子関係です。長男が親元で同居することとなり、今後併せて自宅を改築する計画です。そこで進入路を確保する必要があるため申請となったものです。

農地の集団性を阻害するものではなく、付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われま

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はいかがでしょうか。

(質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおり許可相当の意見を付し県に進達することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、4 件です。

報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、10 件です。

報告第 8 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理については、6 件です。

報告第 9 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、5 件です。

報告第 10 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。

続いて、全員協議に入ります。

(1) 転用許可権限移譲による申請案件の事前調査体制強化についてと

(2) (仮称)農政対策委員会の設置について事務局から説明願います。

事務局 担当から説明を行う。

議 長 只今、事務局から説明がありました。ご意見、質問等はいかがでしょうか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、(1) 転用許可権限移譲による申請案件の事前調査体制

強化については、4月から対応することとし（2）（仮称）農政対策委員会の設置については、設置は必要性は無いと決めます。

議 長 これにて、平成31年第3回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。